

(第二条関係)

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 16 年 5 月 14 日

内閣総理大臣 殿

新宿区長 中山 弘子

平成 16 年 3 月 24 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

< 構造改革特別区域計画の記載事項 >

8 特定事業の名称 (の追加)

- ・ 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 (828)
- ・ 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 (829)

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後
8 特定事業の名称	・ 816 学校設置会社による学校設置事業 (別紙 参照) ・ 801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業 (別紙 参照)	・ 816 学校設置会社による学校設置事業 (別紙 参照) ・ 801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業 (別紙 参照) ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 (別紙 参照) ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 (別紙 参照)

< 別紙 の記載事項（上記特定事業に係る別紙の追加） >

変更事項	変更前	変更後
1 特定事業の名称		828 運動場に係る要件の弾力化による 大学設置事業 (別紙 参照)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者		株式会社東京リーガルマインド
3 当該規制の特例措置の適用の開始の日		構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
4 特定事業の内容		事業関与主体 株式会社東京リーガルマインド 事業が行われる区域 新宿区の全域 事業の開始時期 平成17年4月～ 事業により実現される行為 株式会社東京リーガルマインドによる 運動場の代替措置を講じた大学設置
5 当該規制の特例措置の内容		本件特例を受けようとする株式会社東京リーガルマインドは、平成16年2月16日に文部科学大臣よりLEC東京リーガルマインド大学（以下「当該大学」と略す）の設置認可を受け、平成17年4月より新宿区内の中心市街地において大学運営が行われる予定である。 当該大学は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で運営される予定であり、キャンパス近隣に運動場を設けるスペースが存在しな

		<p>い。そのため、運動場はキャンパスから離れた郊外に設置せざるをえない。しかし、郊外の運動場では学生に不便をかけることとなる。</p> <p>このため、代替措置として学外スポーツ施設等と提携するなどの措置を講じることとする。また本区としても、むしろ郊外に運動場を設置することよりも望ましい措置であると考えている。</p> <p>なお、当該大学は「キャリア学」を専攻分野としており、「体育」等の科目を設けていないため、教育・研究に支障を生じないものと認められる。</p> <p>新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業集積を考えると、新宿区での専門性を重視した大学設置は意義あるものである。</p> <p>以上により、本計画の実施に際し、事業者には運動場の設置を求めることは困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障を生じないものと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。</p>
--	--	--

< 別紙 の記載事項（上記特定事業に係る別紙の追加） >

変更事項	変更前	変更後
1 特定事業の名称		829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 (別紙 参照)
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者		株式会社東京リーガルマインド

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日		構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
4 特定事業の内容		<p>事業関与主体 株式会社東京リーガルマインド</p> <p>事業が行われる区域 新宿区の全域</p> <p>事業の開始時期 平成17年4月～</p> <p>事業により実現される行為 株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、新宿区で大学の運営を行うことができる。</p>
5 当該規制の特例措置の内容		<p>株式会社東京リーガルマインドは、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行うため、大学設置基準第34条に定められている「学生の休息・その他に利用するのに適当な空地」のようなスペースを校舎外に別に確保するのは非常に困難な状況にある。</p> <p>校舎内においてそのような環境が確保されていれば、それとは別に空地が確保されていなくても、学生にとって、休息、その他に利用する環境が整うと考えられる。具体的には、本特例措置を適用しても、当該大学は、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用や、別紙の運動場と同様、学外施設との提携等を行うとしており、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有するので、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。</p> <p>また、新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業集積を考えると、新宿区での専門性を重視</p>

		<p>した大学設置は意義あるものである。</p> <p>以上により、本計画を実施するにあたり、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。</p>
--	--	--